

野田市告示第43号

野田市健康・スポーツポイント事業の実施に関する規則（令和7年野田市規則第5号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり改め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

野田市長 鈴木 有

第 号
年 月 日

様

野田市長

野田市はつらつポイント事業景品不交付通知書

年 月 日付けで応募のあったはつらつポイントと景品の交換については、次の理由により不交付となりましたので、野田市健康・スポーツポイント事業の実施に関する規則第 18 条第 2 項の規定により通知します。

不交付の理由